

# ○財団法人横浜港埠頭公社入札価格取扱要綱

〔平成19年4月1日〕  
〔通達第5号〕

(趣旨)

**第1条** この要綱は、「財団法人横浜港埠頭公社契約事務に係る達」(以下「契約事務に係る達」という。)第23条に規定する調査基準価格、及び調査基準価格に満たない価格での申込みが行われた場合の審議等について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

**第2条** 調査基準価格を定める競争入札は、原則として予定概算額が(消費税及び地方消費税を含む)が3,000万円以上の工事とする。

(調査基準価格の算出方法)

**第3条** 調査基準価格は、予定価格算出の基礎とした設計書に基づき算出した次に掲げる額とする。

- (1) 「直接工事費の額」、「共通仮設費の額」及び「現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額」の合計に1.05を乗じた額(以下「A」とする)とする。ただし、Aが、予定価格に10分の8.5を乗じた額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格に10分の7を乗じた額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。
- (2) 工事等の性質上、前号の規定により難しいものについては、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

① 原則(A)	{直接工事費+共通仮設費+(現場管理費×1/5)}×1.05
② A>予定価格×8.5/10の場合	予定価格×8.5/10
③ A<予定価格×7/10の場合	予定価格×7/10
④ 工事等の性質上、①～③によりがたい場合	予定価格×7/10

(入札価格調査)

**第4条** 最低価格入札者が提示した価格が前条の規定により算出した調査基準価格の額を下回る場合には、調査を行うものとする。

2 前項の調査は、次に掲げる事項のうち必要な項目について、当該最低価格入札者からの事情聴取その他の方法により行うものとする。

- (1) 当該価格での応札が可能となった理由
- (2) 入札金額の積算内訳
- (3) 配置現場代理人等名簿
- (4) 手持ち工事の現況
- (5) 契約対象工事箇所と最低価格入札者の事業所、倉庫等との地理的關係
- (6) 手持資材の状況
- (7) 資材購入先又は資材リース元の状況
- (8) 手持機械の状況
- (9) 機械リース元の状況

- (10) 労務者の具体的供給見通し
- (11) 建設副産物の搬出地
- (12) 下請負契約の予定の有無
- (13) 経営状況
- (14) その他必要な事項

(最低価格入札者を落札者とししない場合)

**第5条** 前条第1項の調査の結果、次に掲げる場合は、当該最低価格入札者を落札者とする  
ことができない。

- (1) 積算内訳を調査した結果、以下の事実が判明した場合
  - ア 当該積算内訳の算出根拠が適正でない場合
  - イ 当該契約の内容に係る見積数量が適正でない場合
  - ウ 当該契約の内容に係る材料や製品等について品質及び規格が適正でない場合
  - エ 当該契約の内容に係る労務単価が適正でない場合
- (2) 建設副産物の処理が適正でない場合。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある  
と認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことと  
なるおそれがある著しく不相当であると認める場合

(次順位価格の入札者等の準用)

**第6条** 前条の規定に基づき最低価格入札者を落札者とししない場合には、予定価格の制限の  
範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした次順位者  
(以下「次順位者」という。)を落札者とするものとする。ただし、次順位者の価格が調  
査基準価格を下回る場合には、当該次順位者について第4条及び第5条の規定を準用し、  
調査等を行うものとする。

(落札者とされなかった入札者に対する通知)

**第7条** 第4条の規定による調査の対象となった者で、かつ、落札者とされなかった入札者  
に対して、速やかに、落札者とされなかった理由を通知するものとする。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項については理事長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。